別添３

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（特定無線設備等） 第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～七十二　略］ 七十三　設備規則第四十九条の二十の二第一項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局に使用するための無線設備 七十四　設備規則第四十九条の二十の二第一項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局に使用するための無線設備 七十五　設備規則第四十九条の二十の二第二項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備 ２　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで及び第七十五号に掲げる特定無線設備 別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。 ［(1)・(2)　略］	（特定無線設備等） 第二条　［同上］ ［一～七十二　同上］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ２　［同上］。 ［一　同上］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二及び第十九号の三から第十九号の四までに掲げる特定無線設備 別表第一号　［同上］ 一　［同上］ ［(1)・(2)　同上］

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別				
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	第二条第一項第七十二号の無線設備	第二条第一項第七十三号の無線設備	第二条第一項第七十四号の無線設備	第二条第一項第七十五号の無線設備	
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器又はバンドメータ又はスペクトル分析器	○	○	○	○	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○	○	○	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○	○	○	
	比吸収率	比吸収率測定装置					
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	[略]				
	変調衝撃係数	低周波発振器オシロスコープ					
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器					
	搬送波電	低周波発振器					

(3) [同上]

[同上]

ア [同上]

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	第二条第一項第七十二号の無線設備	
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器又はバンドメータ又はスペクトル分析器	○	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	
	比吸収率	比吸収率測定装置		
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	[同上]	
	変調衝撃係数	低周波発振器オシロスコープ		
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器		
	搬送波電	低周波発振器		

置装信受													
隣接チャネル選択度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	力
低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシ	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	低周波発振器電力計	スペクトル分析器
					○			○注23					
					○								
					○								
					○								

置装信受													
隣接チャネル選択度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	力
低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシ	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	低周波発振器電力計	スペクトル分析器
					○			○注23					

		ロスコープ					
	効果抑圧感度	標準信号発生器 レベル計					
	特性相互変調	標準信号発生器 レベル計 雑音計又は歪率					
	数器局の部変動周波発振	周波数計					
	特性フェーディングシュン	直線検波器 低周波発振器					
	び総合歪及 雑音	標準信号発生器 歪率 雑音計					

［注１～23　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一（１）関係）

［第一・第二　略］

第三　市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz 帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHS の陸上移動局、5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局並びに狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［表略］

［注１～11　略］

		ロスコープ		
	効果抑圧感度	標準信号発生器 レベル計		
	特性相互変調	標準信号発生器 レベル計 雑音計又は歪率		
	数器局の部変動周波発振	周波数計		
	特性フェーディングシュン	直線検波器 低周波発振器		
	び総合歪及 雑音	標準信号発生器 歪率 雑音計		

［注１～23　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

別表第二号　［同左］

［第一・第二　同左］

第三　市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHS の陸上移動局、5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［同左］

［注１～11　同左］

12　８の欄は、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　5,150MHz を超え 5,350MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局の無線設備については、当該無線設備の送信は5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

［(5)　略］

(6)　5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局は、設備規則第 49 条の 20 の２第１項第３号に規定する等価等方輻射電力の条件に適合することを説明した書類を添付すること。

(7)　［略］

［第四～第六　略］

様式第７号（第８条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係）

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］

12　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　5,150MHz を超え 5,350MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

［(5)　同左］

［新設］

(6)　［同左］

［第四～第六　同左］

様式第７号（第８条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係）

［同左］

［同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

［同左］	［同左］
［同左］	［同左］

第２条第１項第 72 号に掲げる無線設備	RB
第２条第１項第 73 号に掲げる無線設備	AR
第２条第１項第 74 号に掲げる無線設備	BR
第２条第１項第 75 号に掲げる無線設備	CR

第２条第１項第 72 号に掲げる無線設備	RB

附　則

この省令は、平成　年　月　日から施行する。